

北海道告示第10563号

(別紙2)

北海道が令和6年度において補助金を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和6年(2024年)4月1日

北海道知事 鈴木 直道

(環境生活部所管分その1)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 北海道環境財団補助事業 北海道の環境保全活動の促進のため、広く道民及び事業者に対して行う、環境に関する情報の提供、環境保全活動や環境教育の推進及び支援などに関する事業の実施に対し、予算の範囲内で補助する</p>	<p>公益財団法人 北海道環境財団</p>	<p>北海道環境財団補助事業に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 情報収集・提供事業 道内外の環境保全活動団体や関係機関等の環境や環境保全活動に関連した情報収集・取りまとめ、ホームページやメールニュースによる情報発信、道内の環境保全活動団体、環境学習施設のデータベースの構築及びホームページ上での公開等に要する経費(人件費、運営費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、その他当該事業活動に要する経費で知事が必要かつ適当と認めるもの)</p> <p>2 環境教育推進事業 有識者による環境に関する講演を行うセミナー及び講座等の開催やパネル展示、学習会及びワークショップ等の普及啓発を行う移動推進センターの開催等に要する経費(人件費、運営費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、その他当該事業活動に要する経費で知事が必要かつ適当と認めるもの)</p> <p>3 環境サポートセンター運営事業</p>	<p>10分の10以内(知事が別に定める額を限度額とする。)寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。</p>	<p>環生第2号様式 環生第15号様式 環生第18号様式 環生第20号様式 環生第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>環生第2号様式 環生第30号様式 環生第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部環境保全局環境政策課</p>		

		<p>道民等の関心やニーズに応じて様々な相談に応え、情報や学習の機会を提供し、活動や交流など自主的な実践活動を支援していく機能を備えた拠点施設として開設した環境サポートセンターの管理運営等に要する経費（人件費、運営費、役務費、使用料及び賃借料、その他当該事業活動に要する経費で知事が必要かつ適当と認めるもの）</p> <p>4 地球温暖化防止活動推進センター事業</p> <p>本道における地球温暖化対策を推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、各種温暖化対策に要する経費（人件費、運営費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、その他当該事業活動に要する経費で知事が必要かつ適当と認めるもの）</p>							
2	<p>低濃度PCB含有電気機器把握支援補助事業</p> <p>低濃度のPCBを含有している電気機器について、実態把握を促進し、処理期限内の確実かつ適正な処理完了に寄与するため、判別のために必要な費用の一部を予算の範囲内で補助する。</p>	<p>北海道内の事業所等において低濃度PCB汚染のおそれのある電気機器を自ら保管又は使用する者であって、個人、一定要件の中小企業者等及び中小規模市町村とする。</p>	<p>電気機器の絶縁油中のPCB濃度分析に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 PCB濃度分析費用</p> <p>2 試料採取及び試料運搬費用</p> <p>3 分析結果書作成費用</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内（ただし、1台あたり上限額15,000円）</p>	<p>環生第18号様式 環生第31号様式 （市町村に限る。）環生第64号様式 別に指定する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部環境保全局循環型社会推進課</p>		<p>実績報告は要しない。</p>	
3	<p>北海道海岸漂着物等地域対策推進事業</p> <p>海岸漂着物の集積が著しく、海岸における良好な景観及び環境の保全に深刻な影響を及ぼしている地域で、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域において行われる海洋ごみの回収・処理に係る事業を実施する</p>	<p>市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。）</p>	<p>海洋ごみ（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）第2条第3項に規定する「海岸漂着物等」をいう。ただし水底土砂は除く。以下同じ。）の回収等</p>	<p>1 離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興</p>	<p>環生第2号様式 環生第16号様式 環生第18号様式 環生第20号様式 別に指示する書類</p>	<p>環生第2号様式 環生第30号様式 環生第31号様式 別に指示する書類</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部環境保全局循環型社会推進課（日高振興局管内に所</p>	<p>日高振興局長（日高振興局管内に所在する町の申請に限る。）</p>	<p>書類は、総合振興局長又は振興局長を経由すること。（日高振興局除く。）</p>

市町村に対し、予算の範囲内で補助する。

に係る次に掲げる事業を行うために必要な経費（報酬、共済費、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費（施設等の造成・製造・整備・改造に要する経費を除く。）、備品購入費、負担金、並びに公課費（ただし、共済費、給料及び職員手当等については、会計年度任用職員へ支給されるものに限る。）その他知事等が必要と承認した経費）

1 海洋ごみの回収・処理に係る事業（民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む。）

2 海洋ごみの発生の抑制に係る普及・啓発、調査・研究、関係者間の連携・協力等の事業（民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む。）

対策実施地域をいう。）で行う事業10分の9以内（ただし、海岸に漂着した又は海上を漂流していた木造船等であって、朝鮮半島からのものと思料されるものと海上保安庁が確認したもの（以下「確認漂着木造船等」という。）を回収・処理する場合は、10分の9.5以内）

2 1以外の地域において、過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）第2条第1項の規定に基づき告示された過疎地域は、10分の8以内（ただし、確認

在する町にあっては、日高振興局保健環境部環境生活課）

漂着木造船等を回収・処理する場合は10分の9以内)
なお、過疎法付則第5条第1項の規定に基づく特定市町村（同法付則第6条第1項、同法付則第7条第1項及び同法付則第8条第1項に規定する特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）及び特別特定市町村（同法付則第6条第2項、同法付則第7条第2項及び同法付則第8条第2条に規定する特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）については、経過措置として、特定市町村（特別特定市町村を除く。）は10分の7.6以内（ただし確認漂

着木造船等を回収・処理する場合は10分の8.6以内)、特別特定市町村は10分の7.8以内(ただし確認漂着木造船等を回収・処理する場合は10分の8.8以内)

3 1及び2以外の地域において、半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項により規定する半島振興対策実施地域をいう。)で行う事業10分の8以内(ただし、確認漂着木造船等を回収・処理する場合は、10分の9以内)

4 1、2及び3以外の地域で行う事業10分の7以内(ただし、確認漂着木

造船等を回収・処理する場合は、10分の8.5以内)

5 海洋ごみの回収・処理に係る事業のうち、漂流ごみ等（海岸漂着物処理推進法第2条第2項に規定する「漂流ごみ等」をいう。ただし、水底土砂は除く。）の海からの持ち帰りが無償で行われている事業定額（ただし、予算の範囲内での上限有。上限を超える部分は、1、2、3又は4の補助率とする。）

（上記1～5に寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）

<p>4 循環資源利用促進設備整備費補助事業 道内の産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用を促進し、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の早期実現を目指すため、産業廃棄物の排出抑制、減量化又はリサイクルに係る設備の整備に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する。</p>	<p>道内の事業所（設置予定を含む。）で産業廃棄物を排出又は処理する事業者（個人又は法人）</p>	<p>循環資源利用促進設備整備事業に要する経費のうち、次に掲げるもの 1 設備整備費（建築物に該当する設備を含む） 2 委託費 3 その他経費のうち知事が必要かつ適当と認めるもの</p>	<p>2分の1以内（汚泥、廃プラスチック類、建設混合廃棄物又は廃石膏ボードのリサイクルに係る設備の整備にあつては、補助対象経費の3分の2以内） （産業廃棄物の排出抑制・減量化に係る設備整備は5千万円、産業廃棄物のリサイクルに係る設備整備は1億円を限度額とする。通算限度額は一事業者につき5億円とする。）</p>	<p>環生第6号様式（補助対象経費に建築物整備費を含む場合は、環生第8号様式を併せて提出する。） 環生第14号様式 環生第18号様式 環生第20号様式 環生第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>環生第6号様式（補助対象経費に建築物整備費を含む場合は、環生第8号様式を併せて提出する。） 環生第29号様式 環生第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部環境保全局循環型社会推進課</p>		
<p>5 リサイクル技術研究開発補助事業 道内の産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用を促進し、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の早期実現を目指すため、事業化を前提に行われる産業廃棄物の排出抑制、減量化又はリサイクルに係る研究開発に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する。</p>	<p>道内に事業所を置く事業者（個人又は法人）又はそのグループ（代表者は道内事業者で、かつ構成員の半数以上が道内事業者である者に限る。）</p>	<p>産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルに係る研究開発（基礎研究（次の研究開発と併せて行う場合に限る。）、応用研究、実用研究、試作研究及び技術改善）に要する経費のうち、次に掲げるもの（知事が必要かつ適当と認めるものに限る。） 1 原材料費・副材料費 2 治具・工具費 3 外注費（加工・設計・デザイン開発・プログラム開発に限る。） 4 技術導入費 5 試験検査依頼費 6 賃金（新たに雇用された研究開発に従事する短時間労働</p>	<p>道内に主たる事務所を置く中小企業又は全構成員のうち半数以上をこれら中小企業が占めかつこれら中小企業のいずれかが代表となるグループ 3分の2以内（知事が別に定める額を限度額とする。） 上記以外 2分の1以内</p>	<p>環生第5号様式（補助対象経費に機械購入費を含む場合は、環生第6号様式を併せて提出する。） 環生第14号様式 環生第18号様式 環生第20号様式 環生第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>環生第5号様式（補助対象経費に機械購入費を含む場合は、環生第6号様式を併せて提出する。） 環生第29号様式 環生第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部環境保全局循環型社会推進課</p>		

		者及び有期雇用労働者に係るものに限る。 7 特許実施費 8 先行技術等調査費 9 リース料・レンタル料 10 機械購入費	(知事が別に定める額を限度額とする。)					
6 北海道リサイクル製品認定支援事業 道内の循環資源の循環的利用及び廃棄物の減量化を促進し、循環型社会の形成に寄与するため、予算の範囲内で補助する。	北海道リサイクル製品の認定を受けた事業者	北海道リサイクル製品認定に係る品質、環境安全性への配慮に関する基準の適合を証明するために実施する試験分析経費	道内に主たる事務所を置く中小企業者 3分の2以内 上記以外 2分の1以内	環生第2号様式 環生第14号様式 環生第18号様式 環生第31号様式 別に指示する様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部環境保全局循環型社会推進課		実績報告は要しない。
7 循環資源利用促進重点課題研究開発事業 道内の産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用を促進し、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の早期実現を目指すため、技術的な課題によりリサイクルが進まない産業廃棄物について、地方独立行政法人北海道立総合研究機構が行うリサイクル技術の研究開発に要する経費を予算の範囲内で補助する。	地方独立行政法人北海道立総合研究機構	循環資源利用促進重点課題研究開発事業に要する経費のうち、次に掲げるもの 1 研究費 2 備品費 3 原材料費 4 治具工具費 5 人件費（新たに雇用された研究開発に従事する研究員、非常勤職員に係るものに限る。） 6 負担金（大学、企業（産廃処理業者を除く。）等） 7 産業財産権関連経費 8 その他知事が必要と認める経費	10分の10以内 (知事が別に定める額を限度額とする。)	環生第2号様式 環生第14号様式 環生第18号様式 環生第20号様式 環生第32号様式 別に指示する様式	環生第2号様式 環生第29号様式 環生第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部環境保全局循環型社会推進課		
8 自然公園美化活動推進事業 国立公園、国定公園及び道立自然公園の自然環境を清潔に保持するため、予算の範囲内で補助する。	清掃活動実施団体であって、次の条件を満たす者。 (1) 必須項目及び選択項目のうち2項目以上の事業を実施する団体 (2) 前年度、活動場所の所在市町村から補助等を受け、当該年度もその見込があ	自然公園美化活動推進事業に要する経費のうち、次に掲げるもの 1 事業費 (1) 材料費 (2) 役務費 (3) その他直接経費 (4) 一般管理費 2 事務費 旅費及び庁費	清掃活動実施団体が自然公園主要清掃地域で行う事業 3分の1以内 清掃活動実施団体が国立公園重点清掃地域で行う事業 4分の1以内	環生第2号様式 環生第14号様式 環生第18号様式 環生第20号様式 環生第32号様式 環生第69号様式 別に指示する様式	環生第2号様式 環生第29号様式 環生第31号様式 環生第69号様式	提出部数 2部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部自然環境局自然環境課		書類は、業者の事務局の所在する地域を所管する総合振興局長又は振興局長を経由すること。

	る団体								
9	自然公園等整備事業 自然公園の自然景観の保全を図りつつ、適正な利用を促進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	自然公園等整備事業に要する経費のうち、次に掲げるもの 1 工事費 (1) 本工事費 (2) 測量設計費 (3) 用地費及び補償費 (4) 機械器具費 (5) 営繕費 (6) 消費税相当額 2 事務費 旅費及び庁費（消費税相当額を含む。）	国立公園整備事業については2分の1以内 国立公園等整備事業についての100分の45以内 寄附金その他の収入金があるときは補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。	環生第8号様式 環生第16号様式 環生第18号様式 環生第20号様式 環生第71号様式 別に指示する様式	環生第8号様式 環生第30号様式 環生第31号様式 環生第71号様式 別に指示する様式	提出部数 2部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部自然環境局自然環境課		書類は、補助事業を実施する地域を所管する総合振興局長又は振興局長を経由すること。
10	環境保全施設整備事業 自然公園の自然景観の保全を図りつつ、適正な利用を促進するため、施設の長寿命化を主目的とした事業に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村	環境保全施設整備事業に要する経費のうち、次に掲げるもの 1 工事費 (1) 本工事費 (2) 測量設計費 (3) 用地費及び補償費 (4) 機械器具費 (5) 営繕費 (6) 消費税相当額 2 事務費 旅費及び庁費（消費税相当額を含む。）	国立公園整備事業については2分の1以内 国立公園等整備事業については100分の45以内 寄附金その他の収入金があるときは補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。	環生第8号様式 環生第16号様式 環生第18号様式 環生第20号様式 別に指示する様式	環生第8号様式 環生第30号様式 環生第31号様式 別に指示する様式	提出部数 2部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部自然環境局自然環境課		書類は、補助事業を実施する地域を所管する総合振興局長又は振興局長を経由すること。
11	国立公園等資源整備事業 訪日外国人旅行者の受入環境整備及び適正な利用を促進するため、国立公園において実施するデジタル展示の整備や利用施設の滞在環境の上質化等を図るための事業に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村	国立公園等資源整備事業に要する経費のうち、次に掲げるもの 1 国立公園利用促進事業 (1) コンテンツ又はシステム製作に必要な人件費及び業務費 (2) 設備の整備に必要な工事費、設備費及び事務費 2 国立公園核心地利用施設上質化事業	2分の1以内 寄附金その他の収入金があるときは補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。	環生第8号様式 環生第16号様式 環生第18号様式 環生第20号様式 別に指示する様式	環生第8号様式 環生第30号様式 環生第31号様式 別に指示する様式	提出部数 2部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部自然環境局自然環境課		書類は、補助事業を実施する地域を所管する総合振興局長又は振興局長を経由すること。

		<p>(1) 施設の再整備に係る調査及び設計に必要な人件費及び業務費</p> <p>(2) 施設の再整備に必要な工事費、設備費及び事務費</p> <p>3 その他当該事業実施に必要な経費として知事が認めた経費</p>						
<p>12 春期管理捕獲支援事業補助金</p> <p>ヒグマの人里への出没を抑制及びヒグマ対策技術者育成を図るための捕獲を支援するため、予算の範囲内で補助金を交付する。</p>	市町村	<p>春期管理捕獲の実施に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>報酬（捕獲従事者の出勤及びヒグマの捕獲に係る報酬）、共済費（捕獲従事者を対象としたハンター保険の加入費）、報償費（捕獲従事者を指導する者を招致する場合の謝礼金）、旅費（捕獲従事者や捕獲従事者を指導する者を招致する場合の旅費）、需用費（銃弾、クマ撃退スプレー、車両燃料（2ストロークオイルを含む）、役務費（無線機の賃借料、捕獲したヒグマの処分料）、委託料（春期管理捕獲の実施を委託する場合の委託料）、使用料及び賃借料（研修を実施する場合の会場使用料、春期管理捕獲の実施にあたり必要とする車両賃借料）、負担金（鳥獣被害防止対策を目的とした地域協議会への負担金）、その他知事が特に必要と認める経費</p>	2分の1以内	環生第2号様式 環生第16号様式 環生第18号様式 環生第20号様式 別に指示する様式	環生第2号様式 環生第30号様式 環生第31号様式 別に指示する様式	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室</p>		書類は、興局長又は振興局長を経由すること。
<p>13 地域活動推進事業</p> <p>地域社会が抱える様々な課題に対して住民が自主的に活動できる環境を整備し、地域の公益的活動を総合的に支援するため、予算の範囲内で補助する。</p>	公益財団法人 北海道地域活動 振興協会	<p>地域活動の推進のために行う事業に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 地域活動支援事業 地域活動団体が行う地域活性化のための事業やボランティア事業に対する補助等に要する経費</p> <p>2 ボランティア情報提供事業 ボランティア活動の情報提供に要する経費</p> <p>3 コミュニティ再生事業 コミュニティづくりを担う</p>	10分の10以内 (知事が別に定める額を限度額とする。)	環生第2号様式 環生第14号様式 環生第18号様式 環生第20号様式 環生第32号様式 別に指示する様式	環生第2号様式 環生第29号様式 環生第31号様式	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 環境生活部くらし安全局道民生活課</p>		

		人材育成に要する経費 4 その他当該事業活動に必要な経費として知事が認めた経費						
14 北海道交通安全推進委員会運営事業 交通安全運動の展開、各種啓発活動の実施などにより、道民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故を防止するため、予算の範囲内で補助する。	公益社団法人 北海道交通安全推進委員会	北海道交通安全推進委員会運営事業に要する経費のうち、次に掲げるもの 1 交通安全推進事業 交通安全地域指導者セミナーの開催、交通安全推進員の設置等、交通安全総決起大会等、広報啓発事業、交通安全に関する表彰、交通安全運動等啓発、自転車の交通事故防止事業、幼児・高齢者の交通事故防止事業、飲酒運転根絶に関する研修会、飲酒運転根絶の日決起大会、地域連携型飲酒運転根絶事業などを行うために要する経費 2 交通安全推進団体交付金事業 地区交通安全推進協議会の運営・地区活動の充実・支援、北海道交通安全母の会の運営・活動等母親交通安全活動の強化等に要する経費 3 その他当該事業活動に必要な経費として知事が認めた経費	10分の10以内 (知事が別に定める額を限度額とする。)寄附金その他の収入金があるときは補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。	環生第2号様式 環生第15号様式 環生第18号様式 環生第20号様式 環生第32号様式 別に指示する様式	環生第2号様式 環生第30号様式 環生第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部くらし安全局道民生活課		
15 交通安全指導促進事業 歩行者等の交通事故防止及び道民の交通安全意識の高揚を図るため、歩行者等の交通指導などを行う交通安全指導員の全道組織である北海道交通安全指導員連絡協議会が実施する被服等整備、研修会、飲酒運転根絶見廻り隊事業に対し予算の範囲内で補助する。	北海道交通安全指導員連絡協議会 会長 塚田 茂男	北海道交通安全指導員連絡協議会の運営及び事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めたもの	10分の10以内 (知事が別に定める額を限度額とする。)寄附金その他の収入金があるときは補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。	環生第2号様式 環生第15号様式 環生第18号様式 環生第20号様式 環生第32号様式 別に指示する様式	環生第2号様式 環生第30号様式 環生第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部くらし安全局道民生活課		

<p>16 北海道女性協会実施事業 女性の生活文化と福祉の向上を図り、女性団体相互の連携に努めるとともに男女平等参画社会づくりに寄与することを目的として、教養講座などの主催事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人 北海道女性協会</p>	<p>北海道女性協会実施事業のうち、次に掲げるもの（会食に係る経費を除く。） 1 女性の教養、知識を高め、地位向上を図るとともに、男女平等参画の推進を図るために開講する「教養講座」に要する経費（人件費（賃金を含む。）、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料） 2 男女平等参画に関する道民の意識を高めるため、地域の活動団体等と連携を図りながら開催する「女性教養講演会」に要する経費（人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料） 3 男女平等参画に関する法律相談のニーズに対応するため、地域に弁護士を派遣して、法的なアドバイスを受ける機会を提供する「男女平等参画関係法律専門家派遣事業」に要する経費（人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料） 4 その他当該事業活動に必要な経費として知事が認めた経費</p>	<p>10分の10以内 （知事が別に定める額を限度額とする。） 寄附金その他の収入金があるときは補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。</p>	<p>環生第2号様式 環生第15号様式 環生第18号様式 環生第20号様式 環生第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>環生第2号様式 環生第30号様式 環生第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部くらし安全局道民生活課</p>	
<p>17 北海道消費者協会運営事業 消費者教育・情報の提供及び組織活動を通じ消費者意識の高揚と消費者の利益擁護に努め、道民生活の安定向上に寄与している一般社団法人北海道消費者協会の事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>一般社団法人 北海道消費者協会</p>	<p>北海道消費者協会運営事業に要する経費のうち、次に掲げるもの 1 消費者意識高揚のための教育活動 消費生活リーダー養成講座及び消費生活リーダー研修講座開催に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの 2 消費者及び物価問題に関する情報活動 道内における消費物資の価格・流通・安全性等に係る調査、試買テスト、各種活動を行い、消費者への情報提供等</p>	<p>10分の10以内 （知事が別に定める額を限度額とする。）</p>	<p>環生第2号様式 環生第14号様式 環生第18号様式 環生第20号様式 環生第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>環生第2号様式 環生第29号様式 環生第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部くらし安全局消費者安全課</p>	

		<p>に要する経費のうち、知事が 必要かつ適当と認めるもの</p> <p>3 消費者運動拡大のための組織活動 地域協会が実施する事業の 支援、消費者大会等開催に要 する経費のうち、知事が必要 かつ適当と認めるもの</p>						
18 北海道文化財団補助事業 文化振興指針に基づき、 文化振興施策を機動的かつ 効果的に推進するため、公益 財団法人北海道文化財団 が行う事業に助成し、個性 豊かな地域文化の創造と、 全ての道民が優れた文化を 享受することのできる生活 文化圏の構築を図るため、 予算の範囲内で補助する。	公益財団法人 北海道文化財団	<p>北海道文化財団補助事業に要 する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 地域文化創造事業に要する 経費</p> <p>(2) 文化活動人材育成事業に要 する経費</p> <p>(3) 文化情報発信事業に要する 経費</p> <p>(4) 芸術文化鑑賞事業に要する 経費</p> <p>(5) 芸術文化交流事業に要する 経費 (報酬、賃金、報償費、旅費、 需用費(食糧費(会食に要す る経費を除く。)、消耗品費及 び印刷製本費に限る。)、役務 費(通信運搬費、広告料及び 手数料に限る。)、委託料、使 用料及び賃借料、負担金、そ の他知事が必要と認める経費)</p>	10分の10以内 (知事が別に 定める額を限 度額とする。) 寄附金その他 の収入金があ るときは補助 金等の額の算 定に当たり、 当該寄附金そ の他の収入金 の控除等を行 う。	環生第2号様式 環生第16号様式 環生第18号様式 環生第20号様式 環生第32号様式 別に指示する様 式	環生第2号様式 環生第30号様式 環生第31号様式 別に指示する様 式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 環境生活 部文化局 文化振興 課		
19 芸術文化活動費補助事業 本道の芸術文化活動の振 興を図るため、公益財団法 人札幌交響楽団の演奏活動 に対し、予算の範囲内で補 助する。	公益財団法人 札幌交響楽団	<p>芸術文化活動事業に要する経 費のうち、次に掲げるもの(管理 費及び、道外での演奏活動に 関する経費は除く。)</p> <p>(1) 給料</p> <p>(2) 諸手当</p> <p>(3) 賞与</p> <p>(4) 報酬</p> <p>(5) 賃金</p> <p>(6) 報償費</p> <p>(7) 旅費</p> <p>(8) 需用費(消耗品費及び印刷 製本費、修繕料に限る。)</p> <p>(9) 役務費</p> <p>(10) 委託料</p> <p>(11) 使用料及び賃借料</p>	10分の10以内 (知事が別に 定める額を限 度額とする。) 寄附金その他 の収入金があ るときは補助 金等の額の算 定に当たり、 当該寄附金そ の他の収入金 の控除等を行 う。	環生第2号様式 環生第16号様式 環生第18号様式 環生第20号様式 環生第32号様式 別に指示する様 式	環生第2号様式 環生第30号様式 環生第31号様式 別に指示する様 式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 環境生活 部文化局 文化振興 課		

		(12)備品購入費 (13)負担金補助及び交付金（負担金に限る。） (14)その他知事が必要と認める経費							
20	パシフィック・ミュージック・フェスティバル開催事業費補助事業 次代を担う演奏家の養成、本道の音楽レベルの向上、世界的に優れた音楽の鑑賞機会の拡充を図るため、「パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会」の実施する事業に対し、予算の範囲内で補助する。	公益財団法人パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会 パシフィック・ミュージック・フェスティバル開催事業の北海道内公演（札幌市内での公演を除く。）に要する経費のうち、次に掲げるもの（管理費を除く。） (1)報酬 (2)賃金 (3)報償費 (4)旅費 (5)需用費（食糧費（会食に要する経費を除く。）、消耗品費、印刷製本費及び修繕料に限る。） (6)役務費（通信運搬費、広告料及び手数料に限る。） (7)委託料 (8)使用料及び賃借料 (9)その他知事が必要と認める経費	10分の10以内（知事が別に定める額を限度額とする。）寄附金その他の収入金があるときは補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。	環生第3号様式 環生第15号様式 環生第18号様式 環生第20号様式 環生第32号様式 別に指示する様式	環生第3号様式 環生第30号様式 環生第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部文化局文化振興課			
21	文化団体活動費補助事業 本道の芸術文化の水準向上を図るため、北海道文化団体協議会の活動に対し、予算の範囲内で補助する。	北海道文化団体協議会 北海道文化団体協議会が行う文化団体活動事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1)道民芸術祭に要する経費 (2)国際文化交流事業に要する経費 (3)国民文化祭派遣事業に要する経費 (4)文化活動事業に要する経費（賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費（会食に要する経費を除く。）、消耗品費及び印刷製本費に限る。）、役務費（通信運搬費、広告料及び手数料に限る。）、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費）	10分の10以内（知事が別に定める額を限度額とする。）寄附金その他の収入金があるときは補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。	環生第2号様式 環生第16号様式 環生第18号様式 環生第20号様式 環生第32号様式 別に指示する様式	環生第2号様式 環生第30号様式 環生第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部文化局文化振興課			
22	スポーツ競技力向上推進費補助事業	公益財団法人北海道スポーツ協会が行う次に掲げるスポーツ	(1)、(2)及び(4)の事業に	環生第2号様式 環生第14号様式	環生第2号様式 環生第29号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示			

<p>本道におけるスポーツ競技力を維持・向上させ、国体などの全国大会等での本道選手の活躍を期すため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>協会</p>	<p>競技力向上推進事業に要する経費 (1) 指導者研修会 (2) 選手強化事業 (3) 競技団体育成事業 (4) スポーツ医科学トータルサポート事業 (報酬、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費は茶菓代に限る。)、役務費、使用料及び賃借料、助成金、その他知事が必要と認める経費)</p>	<p>あつては10分の10以内(知事が別に定める額を限度額とする。) (3)の事業にあつては3分の1以内(知事が別に定める額を限度額とする。) ただし、スポーツ医科学研究事業に要する経費は2分の1以内(知事が別に定める額を限度額とする。)</p>	<p>環生第18号様式 環生第20号様式 環生第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>環生第31号様式</p>	<p>提出先 する日 環境生活部スポーツ局スポーツ振興課</p>	
<p>23 スポーツ団体活動費補助事業 本道のスポーツ振興と指導者の養成を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人北海道スポーツ協会</p>	<p>公益財団法人北海道スポーツ協会が行う次に掲げるスポーツ団体活動等に要する経費 (1) 国民体育大会運営事業 (2) 競技団体育成事業 (3) スポーツ指導員養成事業 (4) スポーツ少年団育成事業 (報酬、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費は含まない。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、助成金、その他知事が必要と認める経費)</p>	<p>(1)及び(2)の事業にあつては3分の1以内(知事が別に定める額を限度額とする。) (3)の事業にあつては3分の2以内(知事が別に定める額を限度額とする。) (4)の事業にあつては2分の1以内(知事が別に定める額を限度額とする。)</p>	<p>環生第2号様式 環生第14号様式 環生第18号様式 環生第20号様式 環生第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>環生第2号様式 環生第29号様式 環生第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部スポーツ局スポーツ振興課</p>	
<p>24 ジュニアスポーツアスリート強化育成事業費補助事業 冬季スポーツ及び夏季スポーツのジュニアアスリートの育成を図るため、</p>	<p>公益財団法人北海道スポーツ協会</p>	<p>公益財団法人北海道スポーツ協会が行うジュニアアスリート育成事業のうち、次に掲げるものに要する報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、その他知事が認める経費</p>	<p>10分の10以内(知事が別に定める額を限度額とする。)</p>	<p>環生第2号様式 環生第14号様式 環生第18号様式 環生第20号様式 環生第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>環生第2号様式 環生第29号様式 環生第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部スポーツ局スポ</p>	

予算の範囲内で補助する。		(1)冬季スポーツジュニアアスリート育成事業 (2)夏季スポーツジュニアアスリート育成事業		式		スポーツ振興課		
25 障がい者スポーツ振興事業 障がい者がスポーツを通じて体力の維持・補強、自立更生を図るとともに、道民の障がい者に対する理解を深め、本道における障がい者スポーツをより発展させることを目的として、予算の範囲内で補助する。	公益財団法人 北海道障がい者 スポーツ協会	公益財団法人北海道障がい者スポーツ協会が行う次に掲げる障がい者スポーツ振興事業に要する経費 (1)大会開催事業 ア 北海道障がい者スポーツ大会 イ 北海道障がい者冬季スポーツ大会 ウ はまなす車いすマラソン (2)育成事業 ア 障がい者スポーツ競技指導者研修事業 イ 障がい者スポーツ普及促進事業 (3)障がい者スポーツ振興事業 (給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料及び保険料)、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認める経費)	定額 (知事が別に定める額を限度額とする。)寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。	環生第3号様式 (育成事業のうち障がい者スポーツ競技指導者研修事業にあっては環生第4号様式、障がい者スポーツ振興事業にあっては環生第2号様式) 環生第16号様式 環生第18号様式 環生第20号様式 環生第32号様式 別に指示する様式	環生第3号様式 (育成事業のうち障がい者スポーツ競技指導者研修事業にあっては環生第4号様式、障がい者スポーツ振興事業にあっては環生第2号様式) 環生第30号様式 環生第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部スポーツ局スポーツ振興課		
26 障がい者スポーツ振興事業(全国障害者スポーツ大会派遣事業費) 全国障害者スポーツ大会への選手団派遣に係る経費を予算の範囲内で補助する。	公益財団法人 北海道障がい者 スポーツ協会	公益財団法人北海道障がい者スポーツ協会が行う次に掲げる障がい者スポーツ振興事業に要する経費 大会派遣事業 (全国障害者スポーツ大会)	定額 (知事が別に定める額を限度額とする。)寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。	環生第3号様式 環生第16号様式 環生第18号様式 環生第20号様式 環生第32号様式 別に指示する様式	環生第3号様式 環生第30号様式 環生第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部スポーツ局スポーツ振興課		
27 障がい者スポーツ団体活動支援補助金 各地域で活動する障がい	公益財団法人 北海道障がい者 スポーツ協会	障がい者スポーツ団体活動支援補助金に要する経費	定額 (知事が別に定める額を限	環生第2号様式 環生第14号様式 環生第18号様式	環生第2号様式 環生第29号様式 環生第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日		

者スポーツ団体に障がい者スポーツの講習会、体験会、強化合宿や遠征等の開催に要する経費を予算の範囲内で補助する。			度額とする。)	環生第20号様式 環生第32号様式 別に指示する様式		提出先 環境生活 部スポーツ 局スポーツ 振興課		
28 国民スポーツ大会派遣事業 広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツ振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かなものとする国民体育大会に、本道を代表して参加する役員、監督、選手を派遣するため、予算の範囲内で補助する。	公益財団法人 北海道スポーツ 協会	公益財団法人北海道スポーツ協会が行う国民スポーツ大会事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 交通費 (2) 宿泊費 (3) 用具輸送費 (4) その他知事が必要と認める経費	10分の10以内 (知事が別に定める額を限度額とする。)	環生第3号様式 環生第14号様式 環生第18号様式 環生第20号様式 環生第32号様式 環生第67号様式 別に指示する様式	環生第3号様式 環生第29号様式 環生第31号様式 環生第68号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部スポーツ局スポーツ振興課		
29 広域拠点スポーツ施設整備費補助事業(帯広の森屋内スピードスケート場) 広域拠点スポーツ施設として、帯広市が建設した帯広の森屋内スピードスケート場に対して支援を行い、本道のスポーツ振興を図る。	帯広市	補助対象年度における平成19年度から平成21年度にかけて発行された地方債(一般公共事業債に限る。)に係る元利償還金(交付税措置額を除く。)	2分の1以内 (知事が別に定める額を限度額とする。)	環生第2号様式 環生第14号様式 環生第18号様式 環生第20号様式 別に指示する様式	環生第2号様式 環生第29号様式 環生第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部スポーツ局スポーツ振興課		
30 全天候型多目的施設整備事業 札幌市が整備する全天候型多目的施設について、道民が広く利用することにより、道民の生活文化の向上に資するとともに、本道のスポーツ振興や国際交流の推進に寄与することから、予算の範囲内で補助する。	札幌市	札幌市が建設した全天候型多目的施設に係る起債償還に要する経費	定額	環生第2号様式 環生第14号様式 環生第18号様式 環生第20号様式 別に指示する様式	環生第2号様式 環生第29号様式 環生第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部スポーツ局スポーツ振興課		
31 総合型地域スポーツクラブ設置促進等事業費 地域の差異に関わらず、等しくスポーツに親しむ環	公益財団法人 北海道スポーツ 協会	公益財団法人北海道スポーツ協会が行う総合型地域スポーツクラブの設置及び質的充実に関する事業の要する経費	10分の10以内 (知事が別に定める額を限度額とする。)	環生第2号様式 環生第14号様式 環生第18号様式 環生第20号様式	環生第2号様式 環生第29号様式 環生第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活		

<p>境の充実を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>		<p>(報酬、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費は含まない。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、助成金、その他知事が必要と認める経費)</p>		<p>環生第32号様式別に指示する様式</p>	<p>式</p>	<p>部スポーツ局スポーツ振興課</p>		
<p>32 アイヌ生活向上推進事業 アイヌの人たちの生活と福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>								
<p>(1) 専修学校等進学奨励事業 アイヌ子弟の専修学校等への進学の促進を図るため、北海道に居住するアイヌの子弟に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>1 修学資金 ア 北海道に居住するアイヌの子弟であること。 イ 専修学校等に在学する者であること。 ウ 専修学校等の修学年限が1年以上であり、別記1に掲げる授業科目を履修する者であること。 エ 経済的な理由により修学が困難な者であること。 オ 公益財団法人北海道高等学校奨学会による奨学金、独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)による学資貸与金若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による修学資金の貸与又は高校生等奨学給付金の給</p>	<p>1 専修学校等の修学に要する経費 2 専修学校等の入学時に必要な支度に要する経費</p>	<p>定額</p>	<p>環生第55号様式別に指示する様式</p>	<p>環生第57号様式別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	

	<p>付を受けない者であること。</p> <p>カ 北海道看護職員養成修学資金貸付事業、北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付事業又は北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付事業による貸付金の貸付を受けない者であること。</p> <p>2 入学支度金</p> <p>ア 北海道に居住するアイヌの子弟であること。</p> <p>イ 令和6年度に専修学校等に入学し、かつ在学する者であること。</p> <p>ウ 専修学校等の修学年限が1年以上であり、別記1に掲げる授業科目を履修する者であること。</p> <p>エ 経済的な理由により修学が困難な者であること。</p>								
<p>(2) 高等学校等進学奨励事業</p> <p>アイヌ子弟の教育の促進を図るため、北海道に居住するアイヌの子弟に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>1 修学資金</p> <p>ア 北海道に居住するアイヌの子弟であること。</p> <p>イ 高等学校等に在学する者であること。</p> <p>ウ 経済的な理由により修学が困難な者であること。</p>	<p>1 高等学校等の修学に要する経費</p> <p>2 高等学校等の入学時に必要な通学用品等の購入に要する経費</p>	定額	環生第52号様式別に指示する様式	環生第54号様式別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	

	<p>と。</p> <p>エ 公益財団法人北海道高等学校奨学会による奨学金、独立行政法人日本学生支援機構法による学資貸与金若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金の貸与又は高校生等奨学給付金の給付を受けない者であること。</p> <p>2 入学支度金</p> <p>ア 北海道に居住するアイヌの子弟であること。</p> <p>イ 令和6年度に高等学校等に入学し、かつ在学する者であること。</p> <p>ウ 経済的な理由により修学が困難な者であること。</p>							
<p>(3) 高等学校通学費補助事業</p> <p>アイヌ子弟の高等学校等への進学を奨励を図るため、北海道に居住するアイヌの子弟で高等学校又は高等専門学校に進学し、遠距離通学のため高額な通学費を支出している者に対し、予算の範囲内において補助する。</p>	<p>次に定める全ての条件に該当する者であること。</p> <p>(1) 北海道に居住するアイヌの子弟であること。</p> <p>(2) 高等学校等に公共交通機関で通学する者であること。</p> <p>(3) 高等学校等進学奨励費による修学資金の給付を受けている者であること。</p>	<p>高等学校等の通学に要する経費。ただし、1箇月の通学に要した経費が1万円以上の場合。</p>	<p>定額</p>	<p>環生第58号様式別に指示する様式</p>	<p>環生第60号様式別に指示する様式</p>	<p>提出部数 提出期限 提出先</p>	<p>1部 別に指示する日 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>

<p>(4) アイヌ住宅改良促進事業 生活環境等の整備が遅れている市町村におけるアイヌの人たちの居住地の環境の整備改善を図るため、予算の範囲内において補助する。</p>	<p>市町村</p>	<p>市町村がアイヌの人たちの居住地におけるアイヌの人たちが居住する老朽不良住宅の改良を行う者に対し当該住宅の改良に要する資金を貸付する場合における当該貸付に要する経費</p>	<p>4分の1以内 (知事が別に定める額を限度額とする。)</p>	<p>環生第2号様式 環生第18号様式 環生第20号様式 環生第65号様式 別に指示する様式</p>	<p>環生第2号様式 環生第29号様式 環生第31号様式 環生第65号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課</p>		
<p>(5) アイヌ雇用促進事業 アイヌ住民の雇用機会の増大と雇用の安定を図るため、予算の範囲内において補助する。</p>	<p>公益社団法人 北海道アイヌ協会</p>	<p>公益社団法人北海道アイヌ協会の行う、雇用推進員設置に要する報酬及び活動事業の経費で、知事が必要かつ適当と認めるもの</p>	<p>10分の10以内 (知事が別に定める額を限度額とする。)</p>	<p>環生第2号様式 環生第14号様式 環生第18号様式 環生第20号様式 環生第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>環生第2号様式 環生第29号様式 環生第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課</p>		
<p>(6) アイヌ中小企業経営改善指導事業 アイヌ中小企業の経営の安定と健全な発展に寄与するため、予算の範囲内において補助する。</p>	<p>公益社団法人 北海道アイヌ協会</p>	<p>公益社団法人北海道アイヌ協会の行う、アイヌ中小企業の経営改善指導体制の整備に係る次の経費 専門家謝金、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、使用料</p>	<p>10分の10以内 (知事が別に定める額を限度額とする。)</p>	<p>環生第2号様式 環生第14号様式 環生第18号様式 環生第20号様式 環生第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>環生第2号様式 環生第29号様式 環生第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課</p>		
<p>(7) アイヌ中小企業振興対策事業 公益社団法人北海道アイヌ協会の行う民芸品展示・販売会及び工芸技術研修等に要する経費の一部を補助することにより、アイヌ中小企業の健全な発展と経営の安定に資するため、予算の範囲内において補助する。</p>	<p>公益社団法人 北海道アイヌ協会</p>	<p>公益社団法人北海道アイヌ協会の行う次の事業に要する経費で知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 民芸品展示・販売会 専門家謝金、旅費、会場借上料、通信運搬費、宣伝費、資料作成費、会場管理・運営費、消耗品費、委託費、賃金 (2) 工芸技術研修等 講師謝金、旅費、会場借上料、通信運搬費、材料費、資料作成費、見本購入費、消耗品費、委託費</p>	<p>2分の1以内 (知事が別に定める額を限度額とする。)</p>	<p>環生第2号様式 環生第14号様式 環生第18号様式 環生第20号様式 環生第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>環生第2号様式 環生第29号様式 環生第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課</p>		
<p>(8) 就職奨励事業費補助金 アイヌの人たちの就職を容易にするための特殊自動車、船舶操作及びクレーン免許の取得に必要な</p>	<p>公益社団法人 北海道アイヌ協会</p>	<p>就職奨励事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 技術習得費給付事業費 (2) 就職支度金給付事業費</p>	<p>10分の10以内 (知事が別に定める額を限度額とする。)</p>	<p>環生第2号様式 環生第14号様式 環生第18号様式 環生第20号様式 環生第32号様式</p>	<p>環生第2号様式 環生第18号様式 環生第29号様式 環生第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部アイヌ</p>		

	な経費及び就職のために必要とする経費に対し、予算の範囲内において補助する。				別に指示する様式	式	政策推進局アイヌ政策課		
(9)	生活館運営費補助事業 市町村が行う生活館の運営に要する経費に対し助成することにより、アイヌの人たちの生活向上を図るため、予算の範囲内において補助する。	市町村	<ol style="list-style-type: none"> 生活館運営のために必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費（保険料を除く。）、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費。ただし、知事が承認した生活館については、給料、職員手当及び共済費を含む。 生活館活動推進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費（保険料を除く。）、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費。 	4分の3以内 (知事が別に定める額を限度額とする。) 寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。	環生第2号様式 環生第16号様式 環生第18号様式 環生第20号様式 環生第48号様式 環生第50号様式 2の経費に係る場合 環生第49号様式 別に指示する様式	環生第2号様式 環生第30号様式 環生第31号様式 環生第48号様式 環生第50号様式 環生第51号様式 2の経費に係る場合 環生第49号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課		
33	アイヌ民族文化財団事業費補助事業 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るため、予算の範囲内で補助する。	公益財団法人 アイヌ民族文化財団	別記2のとおり	2分の1以内 (知事が別に定める額を限度額とする。) 寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。	環生第2号様式 環生第16号様式 環生第18号様式 環生第20号様式 環生第32号様式 別に指示する様式	環生第2号様式 環生第18号様式 環生第30号様式 環生第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課		
34	アイヌ協会活動促進費 アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上を図るため、公益社団法人北海道アイヌ協会が行う各種事業に対し、予算の範囲内で補助する。	公益社団法人 北海道アイヌ協会	公益社団法人北海道アイヌ協会が行う事業に要する経費のうち、次に掲げるもの <ol style="list-style-type: none"> 研修会等開催事業費 伝統工芸展開催費 組織活動強化事業費 広報啓発活動促進事業費 先住民の日記念事業費 就職奨励事業費、単年度貸付事業諸経費 	10分の10以内 (知事が別に定める額を限度額とする。)	環生第2号様式 環生第14号様式 環生第18号様式 環生第20号様式 環生第32号様式 別に指示する様式	環生第2号様式 環生第18号様式 環生第29号様式 環生第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課		
35	アイヌ文化パフォーマン	公益社団法人	公益社団法人北海道アイヌ協会	10分の10以内	環生第2号様式	環生第2号様式	提出部数 1部		

<p>ス発信事業 東京2020オリンピック大会の公認プログラムとして披露されたアイヌ文化発信パフォーマンスを持続的に発信するため、公益社団法人北海道アイヌ協会が行う事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>北海道アイヌ協会</p>	<p>が行う、東京2020オリンピック大会で披露したアイヌ文化発信パフォーマンスをレガシーとして国内外に発信する事業に要する経費</p>	<p>(知事が別に定める額を限度額とする。)</p>	<p>環生第14号様式 環生第20号様式 環生第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>環生第29号様式 環生第31号様式</p>	<p>提出期限 提出先</p>	<p>別に指示する日 環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課</p>	
--	-----------------	--	----------------------------	--	------------------------------	---------------------	--	--

別記 1 (32-(1) 専修学校等進学奨励事業)

- 1 工業関係
工業科、造船科、応用化学科、金属加工科、測量科、建築科、製図科、溶接科、電気科、電子科、無線科、通信科、電波科、テレビ科、時計科、自動車整備科、船舶・海技科、航空科、工芸科、写真科、印刷工芸科、電子計算機科、情報処理科、テレタイプ・テレックス科等
- 2 農業関係
農業科、園芸科、畜産科、漁業科、水産科等
- 3 医療関係
看護科、准看護師科、助産師科、保健師科、歯科衛生科、歯科技工科、臨床検査科、診療X線科、理学療法科、作業療法科、柔道整復科、あん摩マッサージ指圧科、はり科、きゅう科等
- 4 衛生関係
栄養科、調理科、理容科、美容科等
- 5 教育・社会福祉関係
保育科、社会福祉事業科、介護福祉科、教員養成科等
- 6 商業実務関係
商業科、経理科、簿記科、珠算科、タイプ科、秘書科、速記科、経営科、観光科、ホテル科等
- 7 家政関係
家政科、家庭科、洋裁科、和裁科、帽子科、料理科、編物科、手芸科等
- 8 文化・教養関係
音楽科、美術科、デザイン科、芸能科、舞踊科、バレエ科、外国語科、法律科、武道科、スポーツ科、一般教養科、演劇科、映画科、俳優科、書道科、人形科等

別記 2 (33 アイヌ民族文化財団事業費補助事業)

補助事業	補助対象経費	
	区分	内容
(1) アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進事業	事業費	諸謝金、委員等旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、賃金、消耗品費、公課費等の経費
	助成金	研究及び出版物等作成費に対する助成金
	人件費	アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進事業に係る人的な経費（給料、職員手当等）
	事務費	アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進事業に係る事務的な経費（諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、会議費、賃金、雑役務費、土地建物借料、委託料、厚生経費、公課費等の経費）
(2) アイヌ語の振興事業	事業費	諸謝金、旅費、委員等旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、委託料、参加奨励費（指導者育成、上級講座、親と子のアイヌ語学習に限る。なお、親と子のアイヌ語学習については旅費相当額とする。）、公課費、雑役務費等の経費
	報償費	弁論大会において、優秀な者等に対する副賞
	人件費	アイヌ語教育の充実及びアイヌ語の普及を行うための事業に係る人的な経費（給料、職員手当等）
	事務費	アイヌ語教育の充実及びアイヌ語の普及を行うための事業に係る事務的な経費（諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、会議費、賃金、雑役務費、土地建物借料、委託料、厚生経費、公課費等の経費）

(3) アイヌ文化の振興事業	事業費 助成金 報償費 人件費 事務費	諸謝金、旅費、委員等旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、借料及び損料、会議費、賃金、保険料、委託料、参加奨励費（実践上級講座に限る。）、備品費、公課費、福利厚生費等の経費 伝統工芸複製、風俗慣習に関する伝承、国内文化交流、国際文化交流及び伝統工芸展示・公開に要する経費に対する助成 アイヌ文化賞等受賞者及び成果発表会表彰者に対する副賞 アイヌ文化の復元、再生、伝承及び普及のために国内外との交流の促進等を行うための事業に係る人的な経費（給料、職員手当等） アイヌ文化の復元、再生、伝承及び普及のために国内外との交流の促進等を行うための事業に係る事務的な経費（諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、会議費、賃金、雑役務費、土地建物借料、委託料、厚生経費、公課費等の経費）
(4) アイヌの伝統等に関する普及啓発事業	事業費 報償費 人件費 事務費	諸謝金、旅費、委員等旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、会議費、賃金、保険料、雑役務費、修繕費、委託料（広報情報発信、セミナー事業、講演会、イランクラブキャンペーン事業、アイヌ文化交流センター事業に限る。）、公課費等の経費 親と子のための普及啓発事業において、優秀な者等に対する副賞 アイヌの伝統等に関する普及啓発事業に係る人的な経費（給料、職員手当等） アイヌの伝統等に関する普及啓発事業に係る事務的な経費（諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、会議費、賃金、雑役務費、土地建物借料、委託料、厚生経費、公課費等の経費）
(5) アイヌ文化の伝承者育成事業	事業費 人件費 事務費	諸謝金、旅費、委員等旅費、会議費、賃金、参加奨励費、借料及び損料、委託料、消耗品費、公課費、光熱水料等の経費 アイヌ文化の伝承者を育成するための事業に係る人的な経費（給料、職員手当等） アイヌ文化の伝承者を育成するための事業に係る事務的な経費（諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、会議費、賃金、雑役務費、土地建物借料、委託料、厚生経費、公課費等の経費）